

## 国保制度改革に伴う平成30年度国民健康保険税の方針（案）について

### 1 国民健康保険税の算定方式について

国民健康保険税の算定方式については4方式のままとし、変更は行わないものとする。

平成30年度以降における国民健康保険について、県と市が共通認識をもって安定的な運営を図っていくために規定する埼玉県国民健康保険運営方針（原案）においては、標準的な保険税の算定方式を2方式と定めている。

しかしながら、当面、統一の保険税水準としないことも規定されており算定方式、税率、税額については各市町村が定めるものとされている。

保険税の算定方式の在り方について2方式への変更の検討も行ったが、税負担区分の構成が大きく変わるため、加入世帯の状況（資産の有無、被保険者数）による保険税の増減幅が大きくなるという試算結果が確認された。このため、今回の制度改革に伴う税率・税額改正に当たっては算定方式の変更は行わず、継続して検討を行うこととする。

### 2 国民健康保険税の税率・税額について

国民健康保険税の税率・税額については、県から提示される標準保険税率を参考に定めることとする。

埼玉県国民健康保険運営方針（原案）においては、標準保険税率の算定式は国のガイドライン（平成28年4月28日付け保発第0428第17号厚生労働省保健局長通知）に準じると規定されている。県が算定する市町村の標準保険税率は、市町村の標準保険税率の算定に必要な保険税総額を市町村の所得水準により応能割賦課総額、応益割賦課総額に按分した後、所得総額・被保険者数で除することにより算定することとなる。

このため、国民健康保険税の税率・税額の算定に当たっては、県から提示される標準保険税率を参考に定めることとする。

【 参 考 資 料 】

1 算定方式の種類

種 別	説 明
4方式	所得割、資産割、均等割、平等割の合計額により課税
3方式	所得割、均等割、平等割の合計額により課税
2方式	所得割、均等割の合計額により課税

2 税区分について

区 分	説 明
所得割	被保険者の前年中の所得に応じてかかる税率
資産割	被保険者の資産（市内の土地・家屋のみ）に応じてかかる税率
均等割	被保険者1人当たりの税額
平等割	1世帯ごとにかかる税額

3 本市の現行税率・税額

区分	医療分	支援分	介護分
所 得 割	6.2%	1.8%	1.0%
資 産 割	30.5%	—	—
均 等 割	8,000 円	5,000 円	8,000 円
平 等 割	15,000 円	—	—
賦課限度額	52 万円	17 万円	16 万円

#### 4 国保加入世帯の所得割課税標準額の構成について

国保加入世帯における保険税の所得割課税標準額※段階別の構成比をみると、一番多いのが「0円」で4,031世帯37.2%、次いで「1,000,001円～2,000,000円」の世帯が2,089世帯で19.3%、「2,000,001円～3,000,000円」が835世帯で19.3%となっている（下図参照）。

※所得割課税標準額：所得金額から基礎控除額33万円を控除したもの。なお、ここでは単位を世帯としているため、世帯内被保険者の課税標準額の合計額をいう。

○国保加入世帯の所得割課税標準額の構成				
平成29年度当初賦課時点における世帯数				10,845
順位	課税標準額	世帯数	構成比	備考
1	0	4,031	37.2%	
2	1円～1,000,000円	3,074	28.3%	
3	1,000,001円～2,000,000円	2,089	19.3%	
4	2,000,001円～3,000,000円	835	7.7%	
5	3,000,001円～4,000,000円	351	3.2%	
6	5,000,001円～	267	2.5%	
7	4,000,001円～5,000,000円	198	1.8%	
合計		10,845	100.0%	

#### 5 保険税の賦課方式について

国保制度改革に伴い保険税がどのように変化するかモデルケースにより試算を行った。なお、試算に使用した税率・税額は、県による3回目試算で提示された税率・税額を使用。

○保険税の上昇率の比較				
課税標準額	構成比率	固定資産税	4方式のまま	2方式に変更
0円	37.2%	100,000円	118.7%	69.5%
		なし	119.5%	241.9%
1円～1,000,000円	28.3%	100,000円	128.2%	101.6%
		なし	133.1%	152.8%
1,000,001円～2,000,000円	19.3%	100,000円	132.2%	120.9%
		なし	134.8%	148.3%